第二十七条第一項	附則第九条の規定により読み替えられた第二十七条第一項											
第十五条第一項	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十五条第一項											
同条第二項中「その保険年度	附則第九条の規定により読み替えられた第二十七条第二項中「その保険年度											
、前条第一項中「法第十五条第二項」とあるのは「法第十五条第四項」と、「同項の申告書を提出する際」とあるのは「当該概算保険料を納付する際」と、同条第二項中「保険関係成立の日の翌日から起算して二十日以内」とあるのは「法第十五条第三項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して十五日以内」と読み替える	読み替える	附則第九条の規定により読み替えられた前項	同条の規定により読み替えられた同項	第二十七条第二項又は前条第二項	前項	同項	第二十九条第二項	前条	第十六条	第十八条	保険料算定基礎額の見込額	第二十七条第一項又は第二十八条第一項
		附則第九条の規定により読み替えられた第二十七条第二項	同条の規定により読み替えられた同項	附則第九条の規定により読み替えられた第二十七条又は第二十九条	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十六条	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十八条	令和四年度前期保険料算定基礎額の見込額及び令和四年度後期保険料算定基礎額の見込額を合算した額	附則第九条の規定により読み替えられた第二十七条第一項				
									第三十条第一項			